

花岡地区地区計画

須賀川市 告示第35号 H13. 4. 10

名 称		花岡地区地区計画	
位 置		須賀川市花岡の一部の区域	
面 積		約10.1ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		<p>本地区は、中心市街地より南東に位置し、自然豊かな中に東洋一の須賀川牡丹園を有した地区である。また、地区南側には福島空港と須賀川ICを結ぶ空港アクセス道路が通過し、高速交通体系に恵まれた地域でもある。この立地の良さを生かし新たな時代に対応した産業・観光を充実させるとともに、地区内の豊かな自然環境を保全し、ゆとりと潤いのある空間整備を基本とし、須賀川牡丹園を核とした人間都市の創造を行い、新たな時代に対応した複合施設(観光、商業、保養等)の整備を図る。</p> <p>このため、地区計画を策定することにより、滞在型観光に対応するため民間資本などを誘導し、牡丹園を核とした温泉、レジャー施設など、複合施設を備えた牡丹台アメニティゾーンの整備を行い、適正な土地利用による良好な都市環境の確保、保全を図ることを目標とする。</p>
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針		<p>福島空港の開港により期待される周辺地域開発に関連して、本市観光資源の牡丹園が四季を通じて活用できるよう、牡丹園とその周辺を含めアメニティゾーンとして位置づけ、文化・観光・レクリエーション・レジャー等の各ゾーンを設定し、整備を図る。</p> <p>滞在型観光に対応するため民間資本などを誘導し、牡丹園を核とした温泉、レジャー施設など、複合施設を備えた牡丹台アメニティゾーンの整備を推進し、観光拠点として適正な市街地を形成する。</p> <p>(公園) 自然環境を保全するゾーンとして確保</p>
地区施設の配置及び規模		公園 約1.38ha	
地区整備計画に関する事項	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称 観光施設地区
			区分の面積 約10.1ha
	建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 店舗 2. 飲食店 3. 公衆浴場 4. 劇場、映画館、演芸場、観覧場等 5. 上記1～4に附属する施設 6. その他公益上必要な施設
	建築物等の形態又は意匠の制限		<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物 建築物の外壁及び屋根の色は、地区の環境に調和したものとする。 2. その他の工作物 本地区にある施設以外のための広告塔、広告板又は案内板を設置してはならない。 また、刺激的な色彩又は装飾などにより美観を損なわないものとする。

理由

本市観光資源の牡丹園が四季を通じて活用できるよう、牡丹園とその周辺を含め温泉、レジャー施設など、複合施設を備えた牡丹台アメニティゾーンの整備を推進し、観光拠点として、無秩序な開発を抑制し、かつ用途の混在を防止して、健全な観光拠点としての誘導を図るため、地区計画を決定し、建築物を制限するため、本案のとおり決定しようとするものである。

花岡地区地区計画

